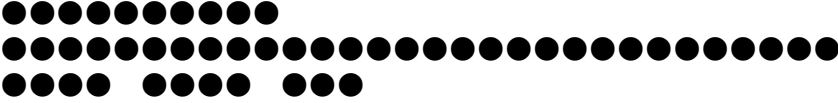


受付年月日	4. 3. 25	付託委員会	総務
提出者			
提出者からの説明希望の有無			有・ <input type="checkbox"/> 無
件名と要旨			
<p>(件名) <u>女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求めることについて</u></p> <p>(要旨)</p> <p>令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正により、事業所トイレについて、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用のトイレ1個でよいとされ、さらに、独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させることとなった。</p> <p>この動きは、公的な建物、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立、加速させる可能性がある。</p> <p>しかし、女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものである。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものである。女性トイレ内での女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感がある。個室に引きずり込まれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに、使用済みの生理用品を見られたり、持ち出される事件は後を絶たない。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にある。</p> <p>したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要である。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について陳情する。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」については、今後ともこれを崩さないこと。また、公的な建物、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレについては、女性トイレはすべからく維持し、また、これらのトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとること。</p> <p>以上のことを求める意見書を国に提出すること。</p>			